

議案第55号

磐田市土地開発公社の解散について

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条
第1項の規定により、磐田市土地開発公社を解散するものとする。

令和6年6月14日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市土地開発公社の解散について

【企画部財政課】

1 公社の概要

- 【設 立】昭和 44 年 3 月 3 日（財）「磐田市開発公社」設立
昭和 48 年 6 月 1 日「磐田市土地開発公社」に組織変更（登記年月日：昭和 48 年 6 月 15 日）
- 【目 的】公有地の拡大の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づき、土地の取得、管理、処分を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする
- 【所 在 地】磐田市国府台 3 番地 1
- 【基本財産】3,000 千円（磐田市の全額出資）
- 【役 員】役員 12 人（理事 10 人、監事 2 人）
- 【主な業務】磐田市の依頼に基づく公共用地等の取得
磐田市が再取得するまでの間の当該用地の管理

2 解散の経緯

公社は、昭和 44 年 3 月の設立以降、本市の都市基盤整備等の推進のため、市からの依頼に基づき事業用地の先行取得等を行い、事業計画の進捗にあわせて市に売却するなど、迅速かつ柔軟に対応することで、計画的なまちづくりや市民福祉の増進に大きく貢献してきた。

しかしながら、経済環境の変化に伴う地価の下落・低迷により、先行取得の経済的メリットが薄れ、計画した事業進捗が困難となり、土地の買戻しができなくなるなど、利息が積み重なり、将来債務が肥大化する中、国の改革を受け、取得用地の買戻しを平成 24 年までに完了させた。

また、平成 26 年度以降、公社による用地取得もなく、今後も土地取得計画もないことから、公社の役割は十分果たしたものと判断し、公有地の拡大の推進に関する法律第 22 条第 1 項の規定により解散するものである。

3 スケジュール（主な手続き）

- 令和 6 年 8 月 県知事へ解散認可申請
県知事の解散認可（公社解散）
- 9 月 清算手続き開始
- 令和 7 年 1 月 市に残余財産を帰属
清算終了

4 関係法令

公有地の拡大の推進に関する法律

第 22 条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第 10 条第 2 項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない